

市川市空家除却・活用事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第6条第1項の規定により策定した市川市空家等対策計画（平成29年12月策定）に基づき、空家等に関する対策を講ずるため、特定空家の除却工事、リフォーム対象空家の改修工事、家財道具処分及びインスペクションを行う者に対し、市川市空家除却・活用事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、市川市補助金等交付規則（平成8年規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 特定空家除却・跡地活用事業 特定空家（空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する特定空家等のうち、同条第1項に規定する工作物及び敷地を除いたものをいう。以下同じ。）を除却する事業であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

ア 次条第1項第1号に掲げる要件を満たす者（特定空家を2人以上で所有している場合にあっては、全ての所有者）が特定空家を除却することについて同意していること。

イ 特定空家及びその敷地の全ての所有者が特定空家を除却した時に敷地利用権（特定空家を所有するためのその敷地に関する権利をいう。ウにおいて同じ。）を消滅させる旨の合意をしていること。

ウ 特定空家が存する敷地が第三者の権利（特定空家を2人以上で所有している場合において、敷地利用権が存するときは、当該敷地利用権を除く。）の目的となっていないこと。

エ 特定空家を除却後、本市がその敷地に市川市青空こども広場の設置の基準等を定める要綱（平成27年1月20日施行）第1条に規定する市

川市青空こども広場その他の公共の用に供する施設を整備することを特定空家の除却の条件として、その敷地の所有者（当該敷地を2人以上で所有している場合にあっては、全ての所有者）により本市に対しその敷地を10年以上の期間継続して無償で貸し付ける旨の契約が締結されていること。

オ 規則第13条の実績報告書（第9条第4項に規定する提出期限までに提出されたものに限る。以下単に「実績報告書」という。）が提出される時点において当該除却をされた特定空家以外に建築物その他の工作物及び草木（市長が除却する必要がないと認めるものを除く。第5条第2項第1号エ及び第6条第1項第1号において同じ。）がその敷地に存しないこと。

カ 特定空家を2人以上で所有している場合にあっては、その旨の登記がなされ、かつ、そのいずれもが本市に納付すべき市県民税、固定資産税及び都市計画税並びにこれらの延滞金（以下「市県民税等」という。）を滞納していないこと。

(2) 不燃化・耐震化推進地域特定空家除却事業 市川都市計画都市再開発の方針（平成28年3月4日策定）表1の1号市街地の整備方針の表図面対象番号①から⑥まで及び⑨に掲げる地域に存する特定空家（昭和56年5月31日以前に建築された建築物に限る。以下「不燃化等推進地域内特定空家」という。）を除却する事業であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

ア 次条第1項第2号に掲げる要件を満たす者（不燃化等推進地域内特定空家を2人以上で所有している場合にあっては、全ての所有者）及びその敷地の全ての所有者が不燃化等推進地域内特定空家を除却することについて同意していること。

イ 実績報告書が提出される時点において当該除却をされた不燃化等推進地域内特定空家以外に建築物その他の工作物及び草木がその敷地に存しないこと。

ウ 不燃化等推進地域内特定空家を2人以上で所有している場合にあっては、その旨の登記がなされ、かつ、そのいずれもが本市に納付すべき市県民税等を滞納していないこと。

- (3) 無接道敷地特定空家除却事業 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第43条第1項に規定する要件を満たさない建築物の敷地に存する特定空家(昭和56年5月31日以前に建築された建築物(同条第2項各号のいずれかに該当する建築物を除く。)に限る。以下「無接道敷地特定空家」という。)を除却する事業であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

ア 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める者が無接道敷地特定空家を除却することについて同意していること。

(ア) 次条第1項第3号アに掲げる要件に該当する者が補助金の申請をしようとする場合 同号アに掲げる要件を満たす者(同号アに規定する契約に係る無接道敷地特定空家を2人以上で所有している場合にあっては、全ての所有者)及び同号アに規定する契約の相手方

(イ) 次条第1項第3号イに掲げる要件に該当する者が補助金の申請をしようとする場合 同号イに掲げる要件を満たす者及び同号イに規定する契約の相手方(同号イに規定する契約に係る無接道敷地特定空家を2人以上で所有している場合にあっては、全ての所有者)

イ 実績報告書が提出される時点において当該除却をされた無接道敷地特定空家以外に建築物その他の工作物及び草木がその敷地に存しないこと。

ウ 次条第1項第3号ア又はイに規定する契約に係る無接道敷地特定空家を2人以上で所有している場合にあっては、その旨の登記がなされ、かつ、そのいずれもが本市に納付すべき市県民税等を滞納していないこと。

- (4) 空家活用リフォーム推進事業 空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第1項に規定する空家等(同項に規定する建築物に限る。)のうち、昭和56年6月1日以後に法第6条第1項の規定による建築主事の確認を受けた建築物又は同年5月31日以前に同項の規定による建築主事の

確認を受けた建築物（耐震診断により耐震性を有することが確認された建築物に限る。以下「リフォーム対象空家」という。）を児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条に規定する児童厚生施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7に規定する老人福祉センターその他これらに準ずる施設として市長が認めるもの（以下「公共施設」という。）に改修する事業であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

ア 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める者が当該リフォーム対象空家を公共施設に改修し、当該公共施設を10年以上運営するとともに、当該公共施設を市のホームページに掲載することについて同意していること。

(ア) 次条第1項第4号アに掲げる要件に該当する者が補助金の申請をしようとする場合 同号アに掲げる要件を満たす者（当該リフォーム対象空家を2人以上で所有している場合にあっては、全ての所有者）及び当該リフォーム対象空家が存する敷地の所有者（当該敷地を2人以上で所有している場合にあっては、全ての所有者）

(イ) 次条第1項第4号イに掲げる要件に該当する者が補助金の申請をしようとする場合 同号イに掲げる要件を満たす者、同号イに規定する契約の相手方（同号イに規定する契約に係るリフォーム対象空家を2人以上で所有している場合にあっては、全ての所有者）及び当該リフォーム対象空家が存する敷地の所有者（当該敷地を2人以上で所有している場合にあっては、全ての所有者）

イ リフォーム対象空家を公共施設に改修する旨の契約が締結されていること。

ウ 次条第1項第4号アに掲げる要件に該当する者が補助金の申請をしようとする場合であって、リフォーム対象空家を2人以上で所有しているときにあっては、その旨の登記がなされ、かつ、そのいずれもが本市に納付すべき市県民税等を滞納していないこと。

- (5) 家財道具処分事業 前号に掲げる事業と併せて実施するリフォーム対象空家の家財道具を処分する事業をいう。
- (6) 子育て世帯空家活用リフォーム推進事業 リフォーム対象空家を自己の居住の用に供する家屋に改修する事業であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。
- ア 次条第1項第5号アに掲げる要件を満たす者(当該リフォーム対象空家を2人以上で所有している場合にあっては、全ての所有者)又は同号イに掲げる要件を満たす者が、当該リフォーム対象空家を自己の居住の用に供する家屋に改修し、その改修後10年以上居住するとともに、当該事業の内容を市のホームページに掲載することについて同意していること。
- イ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項に該当すること。
- (ア) 次条第1項第5号アに掲げる要件に該当する者が補助金の申請をしようとする場合 リフォーム対象空家を2人以上で所有している場合にあっては、その旨の登記がなされ、かつ、そのいずれもが本市に納付すべき市県民税等を滞納していないこと。
- (イ) 次条第1項第5号イに掲げる要件に該当する者が補助金の申請をしようとする場合 同号イに規定する契約の相手方が、当該リフォーム対象空家を同号イに掲げる者の居住の用に供する家屋に改修すること及び当該事業の内容を市のホームページに掲載することについて同意していること。
- (7) インスペクション 既存住宅状況調査技術者(既存住宅状況調査技術者講習登録規程(平成29年国土交通省告示第81号)第2条第5項に規定する既存住宅状況調査技術者をいう。)が行う同条第4項に規定する既存住宅状況調査をいう。
- (8) インスペクション事業 空家等を活用するために市長の登録を受けている家屋(以下「活用家屋」という。)についてインスペクションを実施

する事業であって、当該活用家屋が使用され、又は除却されるまでの間、当該活用家屋の所有者が市長の登録を受けることに同意するものをいう。

(補助対象事業及び補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、特定空家除却・跡地活用事業、不燃化・耐震化推進地域特定空家除却事業、無接道敷地特定空家除却事業、空家活用リフォーム推進事業、家財道具処分事業、子育て世帯空家活用リフォーム推進事業及びインスペクション事業とし、その交付の対象となる者（次項において「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 特定空家除却・跡地活用事業 市内に存する特定空家（第三者の権利の目的となっていないものに限る。）を所有する旨の登記がなされ、かつ、本市に納付すべき市県民税等を滞納していないもの
- (2) 不燃化・耐震化推進地域特定空家除却事業 不燃化等推進地域内特定空家を所有する旨の登記がなされ、かつ、本市に納付すべき市県民税等を滞納していないもの
- (3) 無接道敷地特定空家除却事業 次に掲げる要件のいずれかを満たす者であって、本市に納付すべき市県民税等を滞納していないもの
 - ア 市内に存する無接道敷地特定空家及びその敷地を所有する旨の登記がなされている者であって、当該敷地を売却する旨の契約（当該敷地に係る所有権の移転時期までに売主の負担において当該無接道敷地特定空家を除却した上で、滅失登記を完了する旨の内容を含む契約であって、かつ、当該契約の相手方が当該敷地に隣接する敷地（法第43条第1項に規定する要件を満たす敷地に限る。以下「無接道敷地特定空家隣接敷地」という。）を所有する旨の登記がなされている者であるものに限る。）を締結しているものであること。
 - イ 無接道敷地特定空家隣接敷地を所有する旨の登記がなされている者であって、当該無接道敷地特定空家の存する敷地を買い受ける旨の契約（当該敷地に存する無接道敷地特定空家について買主の負担において除却す

る旨の内容を含む契約であって、当該契約の相手方が当該無接道敷地特定空家を所有する旨の登記がなされている者であるものに限る。)を締結しているものであること。

(4) 空家活用リフォーム推進事業及び家財道具処分事業 次に掲げる要件のいずれかを満たす者であって、本市に納付すべき市県民税等を滞納していないもの

ア 市内に存するリフォーム対象空家を所有する旨の登記がなされている者であること。

イ 市内に存するリフォーム対象空家を使用貸借し、又は賃貸借する旨の契約 (当該契約の相手方が当該リフォーム対象空家を所有する旨の登記がなされているものに限る。) を締結している者であること。

(5) 子育て世帯空家活用リフォーム推進事業 次に掲げる要件のいずれかを満たす者であって、第5条第1項の申請書を提出する日時点において妊娠(配偶者が妊娠している場合を含む。)をし、又は子を監護し、かつ、本市に納付すべき市県民税等を滞納していないもの

ア 市内に存するリフォーム対象空家を所有する旨の登記がなされている者であること。

イ 市内に存するリフォーム対象空家を使用貸借し、又は賃貸借する旨の契約 (当該契約の相手方が当該リフォーム対象空家を所有する旨の登記がなされているものに限る。) を締結している者であること。

(6) インスペクション事業 活用家屋を所有する旨の登記がなされ、かつ、本市に納付すべき市県民税等を滞納していないもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当するときは、補助対象者としない。

(1) 特定空家除却・跡地活用事業 次のいずれかに該当する場合

ア 国、他の地方公共団体若しくは独立行政法人又はこれらの者から委託を受けた者から補助金の交付を受けようとする特定空家の除却に要する費用につき助成を受けることができること又は受けたことがあること。

イ 特定空家を2人以上で所有している場合にあっては、当該補助対象者以外の所有者が当該特定空家について、補助金の交付の申請をしていること又は補助金の交付を受けたことがあること。

(2) 不燃化・耐震化推進地域特定空家除却事業 次のいずれかに該当する場合

ア 国、他の地方公共団体若しくは独立行政法人又はこれらの者から委託を受けた者から補助金の交付を受けようとする不燃化等推進地域内特定空家の除却に要する費用につき助成を受けることができること又は受けたことがあること。

イ 不燃化等推進地域内特定空家を2人以上で所有している場合にあっては、当該補助対象者以外の所有者が当該不燃化等推進地域内特定空家について、補助金の交付の申請をしていること又は補助金の交付を受けたことがあること。

(3) 無接道敷地特定空家除却事業 次のいずれかに該当する場合

ア 国、他の地方公共団体若しくは独立行政法人又はこれらの者から委託を受けた者から補助金の交付を受けようとする無接道敷地特定空家の除却に要する費用につき助成を受けることができること又は受けたことがあること。

イ 前項第3号アに掲げる要件に該当する者が補助金の申請をしようとする場合にあっては、当該補助対象者以外の所有者が無接道敷地特定空家について、補助金の交付の申請をしていること又は補助金の交付を受けたことがあること。

ウ 前項第3号イに掲げる要件に該当する者が補助金の申請をしようとする場合にあっては、同号イに規定する契約の相手方（同号イに規定する契約に係る無接道敷地特定空家を2人以上で所有しているときは、そのいずれかの所有者）が無接道敷地特定空家について、補助金の交付の申請をしていること又は補助金の交付を受けたことがあること。

(4) 空家活用リフォーム推進事業 次のいずれかに該当する場合

ア 国、他の地方公共団体若しくは独立行政法人又はこれらの者から委託を受けた者から補助金の交付を受けようとするリフォーム対象空家の改修に要する費用につき助成を受けることができること又は受けたことがあること。

イ 前項第4号アに掲げる要件に該当する者が補助金の申請をしようとする場合であって、リフォーム対象空家を2人以上で所有しているときは、当該補助対象者以外の所有者が当該リフォーム対象空家について、補助金の交付の申請をしていること又は補助金の交付を受けたことがあること。

ウ 前項第4号イに掲げる要件に該当する者が補助金の申請をしようとする場合にあっては、同号イに規定する契約の相手方（同号イに規定する契約に係るリフォーム対象空家を2人以上で所有しているときは、そのいずれかの所有者）がリフォーム対象空家について、補助金の交付の申請をしていること又は補助金の交付を受けたことがあること。

(5) 家財道具処分事業 次のいずれかに該当する場合

ア 国、他の地方公共団体若しくは独立行政法人又はこれらの者から委託を受けた者から補助金の交付を受けようとするリフォーム対象空家の家財道具処分に要する費用につき助成を受けることができること又は受けたことがあること。

イ 前項第4号アに掲げる要件に該当する者が補助金の申請をしようとする場合であって、リフォーム対象空家を2人以上で所有しているときは、当該補助対象者以外の所有者が当該リフォーム対象空家について、補助金の交付の申請をしていること又は補助金の交付を受けたことがあること。

ウ 前項第4号イに掲げる要件に該当する者が補助金の申請をしようとする場合にあっては、同号イに規定する契約の相手方（同号イに規定する契約に係るリフォーム対象空家を2人以上で所有しているときは、そのいずれかの所有者）がリフォーム対象空家について、補助金の交付の申

請をしていること又は補助金の交付を受けたことがあること。

(6) 子育て世帯空家活用リフォーム推進事業 次のいずれかに該当する場合

ア 国、地方公共団体若しくは独立行政法人又はこれらの者から委託を受けた者から補助金の交付を受けようとするリフォーム対象空家の改修に要する費用につき助成を受けることができること又は受けたことがあること。

イ 前項第5号アに掲げる要件に該当する者が補助金の申請をしようとする場合であって、リフォーム対象空家を2人以上で所有しているときは、当該補助対象者以外の所有者が当該リフォーム対象空家の改修に要する費用について、補助金の交付の申請をしていること又は補助金の交付を受けたことがあること。

ウ 前項第5号イに掲げる要件に該当する者が補助金の申請をしようとする場合にあっては、同号イに規定する契約の相手方（同号イに規定する契約に係るリフォーム対象空家を2人以上で所有しているときは、そのいずれかの所有者）がリフォーム対象空家について、補助金の交付の申請をしていること又は補助金の交付を受けたことがあること。

(7) インスペクション事業 次のいずれかに該当する場合

ア 国、他の地方公共団体若しくは独立行政法人又はこれらの者から委託を受けた者から補助金の交付を受けようとする活用家屋のインスペクションに要する費用につき助成を受けることができること又は受けたことがあること。

イ 活用家屋を2人以上で所有している場合にあっては、当該補助対象者以外の所有者が当該活用家屋について、補助金の交付の申請をしていること又は補助金の交付を受けたことがあること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、第1号から第3号までに掲げる事業については、

特定空家が木造住宅又は木造建築物の場合にあっては32,000円、非木造住宅又は非木造建築物の場合にあっては46,000円に当該特定空家一戸当たりの延べ面積を乗じて得た額に、2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を上限とする。

- (1) 特定空家除却・跡地活用事業 特定空家の除却に要する経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（その金額が1,000,000円を超えるときは、1,000,000円）
- (2) 不燃化・耐震化推進地域特定空家除却事業 不燃化等推進地域内特定空家の除却に要する経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（その金額が500,000円を超えるときは、500,000円）
- (3) 無接道敷地特定空家除却事業 無接道敷地特定空家の除却に要する経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（その金額が1,000,000円を超えるときは、1,000,000円）
- (4) 空家活用リフォーム推進事業 リフォーム対象空家を公共施設に改修するためには要する経費に2分の1を乗じて得た額（その金額が1,000,000円を超えるときは、1,000,000円）
- (5) 家財道具処分事業 リフォーム対象空家の家財道具処分に要する経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（その金額が200,000円を超えるときは、200,000円）
- (6) 子育て世帯空家活用リフォーム推進事業 リフォーム対象空家を自己の居住の用に供する家屋に改修するためには要する経費の合計額に2分の1を乗じて得た額。ただし、前条第1項第5号ア又はイに該当する者が市内に居住する場合にあっては250,000円、同号ア又はイに該当する者が市外に居住する場合にあっては500,000円を限度とする。
- (7) インスペクション事業 活用家屋のインスペクションに要する経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（その金額が50,000円を超えるときは、50,000円）

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の申請書は、市川市空家除却・活用事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の申請書の添付書類は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 特定空家除却・跡地活用事業 次に掲げる書類

ア 特定空家及びその敷地に係る登記事項証明書

イ 特定空家及びその敷地が第三者の権利の目的となっていないことを誓約する書類

ウ 第2条第1号ア及びイに掲げる要件を満たしていることを証する書類

エ 特定空家以外に第2条第1号オに規定する建築物その他の工作物及び草木がその敷地に存する場合にあっては、同号オに掲げる要件を満たすことを誓約する書類

オ 特定空家を2人以上で所有している場合にあっては、第2条第1号カに掲げる要件を満たしていることを証する書類及びその敷地の全ての所有者の本人確認書類

カ 第3条第1項第1号に掲げる要件を満たしていることを証する書類

キ 第3条第2項第1号の規定に該当しないことを誓約する書類

ク 特定空家及びその敷地の現況を確認することができる写真

ケ 特定空家除却・跡地活用事業の実施に要する費用の見積書又はその写し

コ その他市長が必要と認める書類

(2) 不燃化・耐震化推進地域特定空家除却事業 次に掲げる書類

ア 不燃化等推進地域内特定空家に係る登記事項証明書

イ 第2条第2号アに掲げる要件を満たしていることを証する書類

ウ 不燃化等推進地域内特定空家以外に第2条第2号イに規定する建築物その他の工作物及び草木がその敷地に存する場合にあっては、同号イに掲げる要件を満たすことを誓約する書類

エ 不燃化等推進地域内特定空家を2人以上で所有している場合にあっては、第2条第2号ウに掲げる要件を満たしていることを証する書類及びその敷地の全ての所有者の本人確認書類

オ 第3条第1項第2号に掲げる要件を満たしていることを証する書類

カ 第3条第2項第2号の規定に該当しないことを誓約する書類

キ 不燃化等推進地域内特定空家及びその敷地の現況を確認することができる写真

ク 不燃化・耐震化推進地域特定空家除却事業の実施に要する費用の見積書又はその写し

ケ その他市長が必要と認める書類

(3) 無接道敷地特定空家除却事業 次に掲げる書類

ア 第3条第1項第3号アに掲げる要件に該当する者にあっては、次に掲げる書類

(ア) 無接道敷地特定空家及びその敷地に係る登記事項証明書

(イ) 第3条第1項第3号アに規定する契約に係る契約書の写し

(ウ) 第3条第1項第3号アに規定する契約の相手方が当該契約に係る無接道敷地特定空家隣接敷地を所有する旨の登記がなされていることを証する書類

イ 第3条第1項第3号イに掲げる要件に該当する者にあっては、次に掲げる書類

(ア) 第3条第1項第3号イに規定する契約に係る契約書の写し

(イ) 第3条第1項第3号イに規定する契約に係る無接道敷地特定空家隣接敷地を所有する旨の登記がなされていることを証する書類

(ウ) 第3条第1項第3号イに規定する契約の相手方が当該契約に係る無接道敷地特定空家を所有する旨の登記がなされていることを証する書類

ウ 第2条第3号ア(ア)又は(イ)に掲げる要件を満たしていることを証する書類

エ 無接道敷地特定空家以外に第2条第3号イに規定する建築物その他の工作物及び草木がその敷地に存する場合にあっては、同号イに掲げる要件を満たすことを誓約する書類

オ 第3条第1項第3号ア又はイに規定する契約に係る無接道敷地特定空家を2人以上で所有している場合にあっては、第2条第3号ウに掲げる要件を満たしていることを証する書類及びその敷地の全ての所有者の本人確認書類

カ 第3条第1項第3号に掲げる要件を満たしていることを証する書類

キ 第3条第2項第3号の規定に該当しないことを誓約する書類

ク 無接道敷地特定空家及びその敷地の現況を確認することができる写真

ケ 無接道敷地特定空家除却事業の実施に要する費用の見積書又はその写し

コ その他市長が必要と認める書類

(4) 空家活用リフォーム推進事業 次に掲げる書類

ア 第3条第1項第4号アに掲げる要件に該当する者にあっては、リフォーム対象空家及びその敷地に係る登記事項証明書

イ 第3条第1項第4号イに掲げる要件に該当する者にあっては、次に掲げる書類

(ア) 第3条第1項第4号イに規定する契約に係る契約書の写し

(イ) 第3条第1項第4号イに規定する契約の相手方が当該契約に係るリフォーム対象空家を所有する旨の登記がなされていることを証する書類

(ウ) リフォーム対象空家が存する敷地に係る登記事項証明書

ウ 第2条第4号ア(ア)又は(イ)に掲げる要件を満たしていることを証する書類

エ 第3条第1項第4号アに掲げる者がリフォーム対象空家を2人以上で所有している場合にあっては、その敷地の全ての所有者の本人確認書類

オ 第2条第4号ウに掲げる要件に該当する場合にあっては、同号ウに掲

げる要件を満たしていることを証する書類

カ 第3条第1項第4号に掲げる要件を満たしていることを証する書類

キ 第3条第2項第4号の規定に該当しないことを誓約する書類

ク リフォーム対象空家及びその敷地の現況を確認することができる写真

ケ 空家活用リフォーム推進事業の実施に要する費用の見積書又はその写し

コ 次に掲げるリフォーム対象空家の区分に応じ、それぞれに定める書類

(ア) 法第7条第4項の規定による検査を受けているリフォーム対象空家(昭和56年6月1日以後に法第6条第1項の規定による建築主事の確認を受けて建築されたリフォーム対象空家に限る。) 法第7条第5項の規定による検査済証の写し(以下「検査済証」という。)又は法第12条第8項に規定する台帳の記載事項を証する書類(以下「台帳記載事項証明」という。)

(イ) (ア)に掲げるリフォーム対象空家以外のリフォーム対象空家 法第6条第4項の規定による確認済証の写し又は台帳記載事項証明及び当該リフォーム対象空家が建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第3章及び第5章の4の規定又は国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準(平成17年国土交通省告示第393号)に適合するものである旨を建築士(建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の3第1項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限る。)、法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号)第17条第1項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人が証する書類

サ 電気、ガス又は水道が1年を超えて使用されていないことを証する書類その他のリフォーム対象空家が1年を超えて使用されていないことを

証する書類

シ その他市長が必要と認める書類

(5) 家財道具処分事業 次に掲げる書類

ア 第3条第1項第4号アに掲げる要件に該当する者にあっては、リフォーム対象空家及びその敷地に係る登記事項証明書

イ 第3条第1項第4号イに掲げる要件に該当する者にあっては、次に掲げる書類

(ア) 第3条第1項第4号イに規定する契約に係る契約書の写し

(イ) 第3条第1項第4号イに規定する契約の相手方が当該契約に係るリフォーム対象空家を所有する旨の登記がなされていることを証する書類

(ウ) リフォーム対象空家が存する敷地に係る登記事項証明書

ウ 第2条第4号ア(ア)又は(イ)に掲げる要件を満たしていることを証する書類

エ 第3条第1項第4号アに掲げる者がリフォーム対象空家を2人以上で所有している場合にあっては、その敷地の全ての所有者の本人確認書類

オ 第2条第4号ウに掲げる要件に該当する場合にあっては、同号ウに掲げる要件を満たしていることを証する書類

カ 第3条第1項第4号に掲げる要件を満たしていることを証する書類

キ 第3条第2項第5号の規定に該当しないことを誓約する書類

ク リフォーム対象空家及びその敷地の現況を確認することができる写真

ケ 家財道具処分事業の実施に要する費用の見積書又はその写し

コ 次に掲げるリフォーム対象空家の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(ア) 法第7条第4項の規定による検査を受けているリフォーム対象空家(昭和56年6月1日以後に法第6条第1項の規定による建築主事の確認を受けて建築されたリフォーム対象空家に限る。) 検査済証又は台帳記載事項証明

(イ) (ア)に掲げるリフォーム対象空家以外のリフォーム対象空家
耐震基準適合証明書

サ 電気、ガス又は水道が1年を超えて使用されていないことを証する書類
その他のリフォーム対象空家が1年を超えて使用されていないことを
証する書類

シ その他市長が必要と認める書類

(6) 子育て世帯空家活用リフォーム推進事業 次に掲げる書類

ア 第3条第1項第5号アに掲げる要件に該当する者にあっては、リフォ
ーム対象空家及びその敷地に係る登記事項証明書

イ 第3条第1項第5号イに規定する契約に係る契約書の写し

ウ 第2条第6号アに掲げる要件に同意していることを証する書類

エ 第2条第6号イ(ア)に掲げる要件に該当する場合にあっては、同号イ
(ア)に掲げる要件を満たしていることを証する書類及びその敷地の全
ての所有者の本人確認書類

オ 第2条第6号イ(イ)に掲げる要件に該当する場合にあっては、同号イ
(イ)に掲げる要件を満たしていることを証する書類

カ 第3条第1項第5号に掲げる要件を満たしていることを証する書類

キ 第3条第2項第6号の規定に該当しないことを誓約する書類

ク 第3条第1項第5号アに掲げる者がリフォーム対象空家リフォーム対
象空家及びその敷地の現況を確認することができる写真

ケ 子育て世帯空家活用リフォーム推進事業の実施に要する費用の見積書
又はその写し

コ 次に掲げるリフォーム対象空家の区分に応じ、それぞれ次に定める書
類

(ア) 法第7条第4項の規定による検査を受けているリフォーム対象空
家(昭和56年6月1日以後に法第6条第1項の規定による建築主事
の確認を受けて建築されたリフォーム対象空家に限る。) 検査済証
又は台帳記載事項証明

(イ) (ア)に掲げるリフォーム対象空家以外のリフォーム対象空家
耐震基準適合証明書

サ 電気、ガス又は水道が1年を超えて使用されていないことを証する書類
その他のリフォーム対象空家が1年を超えて使用されていないことを
証する書類

シ その他市長が必要と認める書類

(7) インスペクション事業 次に掲げる書類

ア 第2条第8号に規定する当該活用家屋の所有者が市長の登録を受ける
ことに同意していることを確認することができる書類

イ 第3条第1項第6号に掲げる要件を満たしていることを証する書類

ウ 第3条第2項第7号の規定に該当しないことを誓約する書類

エ インスペクション事業の実施に要する費用の見積書又はその写し

オ その他市長が必要と認める書類

3 市長は、次の各号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等により確認
することができるときは、当該各号に定める者の同意を得て当該書類の提出
を省略させることができる。

(1) 前項第1号カ、第2号オ、第3号カ、第4号カ、第5号カ、第6号カ及
び第7号イに掲げる書類 第1項の申請書を提出した者

(2) 前項第1号オに掲げる書類 特定空家の全ての所有者（前号に定める者
を除く。）

(3) 前項第2号エに掲げる書類 不燃化等推進地域内特定空家の全ての所有
者（第1号に定める者を除く。）

(4) 前項第3号オに掲げる書類 無接道敷地特定空家の全ての所有者（第1
号に定める者を除く。）

(5) 前項第4号エ及びオに掲げる書類 リフォーム対象空家の全ての所有者
(第1号に定める者を除く。)

(6) 前項第5号エ及びオに掲げる書類 リフォーム対象空家の全ての所有者
(第1号に定める者を除く。)

- (7) 前項第6号エに掲げる書類 リフォーム対象空家の全ての所有者（第1号に定める者を除く。）

4 第1項の申請書は、補助対象事業に着手する前に市長に提出しなければならない。

5 補助金の交付を受けることができる者は、当該補助金の請求及び受領を当該補助金に係る工事等を行った者に委任することができる。

（交付の条件）

第6条 規則第5条第1項の規定により付する条件は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 特定空家除却・跡地活用事業 特定空家以外に第2条第1号オに規定する建築物その他の工作物及び草木がその敷地に存する場合にあっては、実績報告書が提出される時点までに当該建築物その他の工作物及び草木を除却すること。

(2) 不燃化・耐震化推進地域特定空家除却事業 不燃化等推進地域内特定空家以外に第2条第2号イに規定する建築物その他の工作物及び草木がその敷地に存する場合にあっては、実績報告書が提出される時点までに当該建築物その他の工作物及び草木を除却すること。

(3) 無接道敷地特定空家除却事業 無接道敷地特定空家以外に第2条第3号イに規定する建築物その他の工作物及び草木がその敷地に存する場合にあっては、実績報告書が提出される時点までに当該建築物その他の工作物及び草木を除却すること。

(4) 空家活用リフォーム推進事業 リフォーム対象空家を改修後、公共施設として10年以上運営すること。

(5) 家財道具処分事業 空家活用リフォーム推進事業と併せて実施すること。

(6) 子育て世帯空家活用リフォーム推進事業 リフォーム対象空家を自己の居住の用に供する家屋に改修し、その改修後10年以上居住すること。

(7) インスペクション事業 活用家屋が使用され、又は除却されるまでの間、活用家屋の所有者として市長の登録を受けること。

2 補助対象事業が前条第1項の申請書に記載された工事予定期間内に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、直ちに市長に報告し、その指示に従うものとする。

(決定の通知)

第7条 規則第6条の規定による通知は、市川市空家除却・活用事業補助金交付可否決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(変更等の承認)

第8条 規則第8条の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める申請書に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 補助対象事業の内容を変更しようとする場合 市川市空家除却・活用事業補助金交付申請事項変更承認申請書（様式第3号）
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合 市川市空家除却・活用事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）

2 市長は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、その旨を市川市空家除却・活用事業補助金交付申請事項変更承認可否決定通知書（様式第5号）又は市川市空家除却・活用事業中止（廃止）承認可否決定通知書（様式第6号）により当該申請書の提出をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、市川市空家除却・活用事業補助金実績報告書（様式第7号）によるものとする。

2 前項の実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業に係る工事等の内訳を明らかにした書類
- (2) 補助対象事業（第2条第8号に掲げる事業を除く。）に係る工事等の施工状況を明らかにした写真及び当該工事の完了後の写真
- (3) 補助対象事業に係る工事等の契約書の写し

- (4) 領収書その他の前号に規定する契約書に定められた補助対象事業に係る工事等に要する費用の支払を証する書類
- (5) 補助対象事業を請け負う事業者以外の事業者が補助対象事業に係る産業廃棄物の処分を行う場合にあっては、当該補助対象事業に係る廃棄物の産業廃棄物管理票の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 第5条第5項の規定により補助金の請求及び受領を工事を行った者に委任するときは、前項第4号に掲げる費用の支払を証する書類に代えて、当該補助対象事業に要した費用の請求書の写し及び当該費用の額から補助金の額を差し引いた額の支払いを証する書類を添付するものとする。

4 第1項の実績報告書の提出期限は、第2項第3号に規定する契約書に定められた請負代金の支払が完了した日から30日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

(額の確定)

第10条 市長は、規則第15条の規定により補助金の額を確定したときは、市川市空家除却・活用事業補助金額確定通知書（様式第8号）により補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 規則第16条の交付請求書は、市川市空家除却・活用事業補助金交付請求書（様式第9号）によるものとする。

2 第5条第5項の規定により委任を受けた者が、当該委任を受けた補助金の交付を受けようとするときは、前項の請求書とともに当該委任に係る委任状を提出するものとする。

(決定の取消し)

第12条 規則第18条第3項の規定による通知は、市川市空家除却・活用事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により行うものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 8 月 7 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 1 月 11 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の市川市空家除却・活用事業補助金交付要綱の規定は、令和 4 年 1 月 11 日以後に交付の申請があった市川市空家除却・活用事業補助金（以下「補助金」という。）について適用し、同日前に交付の申請があつた補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の市川市空家除却・活用事業補助金交付要綱の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後に交付の申請があった市川市空家除却・活用事業補助金（以下「補助金」という。）について適用し、同日前に交付の申請があつた補助金については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際現に存する改正前の様式第 1 号による用紙については、必要な補正をして使用することができる。